

# 犬・猫のマイクロチップ装着費補助について

令和4年6月1日に動物愛護管理法が改正され、個人の飼育する犬・猫にもマイクロチップの装着が努力義務となりました。善通寺市では、飼育する犬・猫にマイクロチップの装着を推進し、所有者の特定を容易にすることで、保護された犬・猫を早期に所有者のもとへ返すことを目的として、その費用の一部を補助します。



## 補助対象要件 ※次のすべてに該当していること

- ・善通寺市に居住し、住民登録している方（但し、動物取扱業を営む者は除く）
- ・県内で開業する動物病院（獣医療法に基づく診療施設の開設届をされているものに限る）において実施していること
- ・指定登録機関への登録が完了していること
- ・生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法の規定に基づく登録及び狂犬病の予防注射を実施していること
- ・市税を滞納していないこと
- ・マイクロチップの装着後60日以内の申請であること

※ペットショップ等で購入された犬・猫については、販売する犬・猫に対するマイクロチップ装着はペットショップ等の義務ですので、装着に係る費用を別途支払っている場合も対象外です。



## 補助金額

2,000円又はマイクロチップの装着に要した額のいずれか低い額

※補助対象頭数は、犬・猫の種別を問わず、年度内において1世帯当たり2頭まで

※予算がなくなり次第終了となります。

## 手続きに必要なもの

- ・領収書
- ・登録証明書
- ・申請者名義の通帳



☆お問い合わせ☆

善通寺市保健課

TEL : 0877-63-6308